

令和 7 年度

## 防府市危険空き家等解体費補助金

(危険空き家・老朽空き家)

市内にある危険空き家および老朽空き家（以下「危険空き家等」といいます。）の解体を促進し、地域の生活環境の保全および安全で安心なまちづくりの推進を図るため、危険空き家等の所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

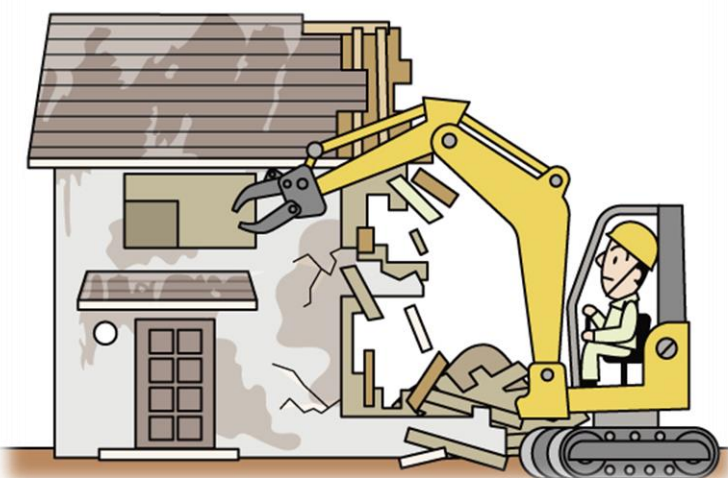
### 》補助件数

- 危険空き家：25 件程度
- 老朽空き家：20 件程度

### 》補助金の上限額

- 危険空き家：50 万円（※）
- 老朽空き家：25 万円

※離島（野島）の場合は、船舶賃貸料等に応じた加算があります。



✓ スマートフォン等でオンライン手続きができます

- ① 下記の QR コードから市ホームページにアクセス
- ② 補助金の申請手続き > 危険空き家等判定申請 > オンライン手続き（LoGo フォーム）

### 》判定申請の受付期間

令和 7 年 4 月 23 日（水）～令和 7 年 7 月 25 日（金）

※ 交付決定額が予算上限に達し次第、受付を終了します。

↓判定の結果、危険空き家等に該当になった方

### 》交付申請の受付期間

令和 7 年 7 月 31 日（木）まで

※ 交付決定額が予算上限に達し次第、受付を終了します。

市ホームページ

#### 問合せ先

〒747-8501 防府市寿町 7-1（本館 7 階）

防府市 土木都市建設部 都市計画課 空き家対策室

電話：0835-25-2238 FAX：0835-25-2218



》補助の対象となる危険空き家等：以下の要件を満たすもの

| 危険空き家                                                                                                                         | 老朽空き家                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 主として居住の用に供する建築物であって、概ね 1 年以上居住その他の使用がないもの（長屋または共同住宅の住戸を除く。併用住宅の場合は、居住部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。） |                                                                       |
| <input type="checkbox"/> 木造または軽量鉄骨造のもの                                                                                        |                                                                       |
| <input type="checkbox"/> 個人が所有するもの                                                                                            |                                                                       |
| <input type="checkbox"/> 空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 2 項の規定に基づく勧告を受けていないもの                                                       |                                                                       |
| <input type="checkbox"/> 公共事業の補償の対象となっていないもの                                                                                  |                                                                       |
| <input type="checkbox"/> 補助金の交付を受ける目的で故意に損壊されたものでないもの                                                                         |                                                                       |
| <input type="checkbox"/> 市で行う不良度測定（判定）の結果、評点が 100 点以上で、周囲への危険性があるもの                                                           | <input type="checkbox"/> 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物（または着工した部分を有する建築物） |
|                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 市で行う不良度測定（判定）の結果、評点が 50 点以上のもの               |

》補助対象者：以下の要件を満たす方

- ☐ ①、②のいずれかに該当する方
  - ① 所有者または相続人、あるいは相続財産の清算人・成年後見人等で危険空き家等を処分する権限を有するもの
  - ② 危険空き家等が所在する土地の所有者または相続人、あるいは相続財産の清算人・成年後見人等（いずれも危険空き家等の所有者または相続人から解体の同意を得たものに限る）
- ☐ 防府市税の滞納がない方
- ☐ 暴力団関係者でない方

》補助対象事業

危険空き家等を解体し、所在土地を更地（※）にする、市内の解体業者に依頼して行う工事で、令和 7 年 12 月 25 日（木）までに完了するもの

※危険空き家等以外の建築物、工作物、立木および動産等の全てを除却

》補助対象経費

補助対象工事に要する費用（危険空き家等以外の建築物の除却に要するもの、樹木、塀等の撤去・処分に要するものおよび家財道具、車両等の移転または処分に係るものを除く）

》補助金の額

補助対象経費（消費税等を除く）または危険空き家等の延べ面積に国土交通大臣が定める不良住宅等除却費（円/㎡）を乗じて得た額のいずれか少ない額の 2 分の 1 以内

補助金の上限額：【危険空き家】50 万円（※）、【老朽空き家】25 万円

※離島（野島）における危険空き家の解体：船舶を賃借して廃棄物を運搬する場合は、その費用（消費税等を除く）の 2 分の 1 かつ 50 万円を超えない額を限度に加算

》注意事項

- ・ 補助金の交付決定前に契約または着手された事業は補助の対象になりません。
- ・ 申請者 1 人に対し、同年度中に補助の対象となる危険・老朽空き家は各 1 戸です。
- ・ 他の補助金等の交付の対象となる事業は、補助の対象になりません。

## 各申請等に必要な書類

オンライン手続きの場合 ★:フォームに直接入力 ☆:直接入力により省略可

### ▼ ①判 定 申 請

- ☐ 危険空き家等判定申請書【第 1 号様式】★
- ☐ 位置図☆
- ☐ 現況写真（空き家の外観がわかるものを 1 枚以上）
- ☐ 令和 7 年度の固定資産税・都市計画税納税通知書または登記全部事項証明書の写し

### ▼ ②交 付 申 請

- ☐ 補助金交付申請書【第 3 号様式】★
- ☐ 事業実施計画書【第 4 号様式】★
- ☐ 危険空き家等の所有者等であることが確認できる書類（判定申請で提出した固定資産税・都市計画税納税通知書または登記全部事項証明書の写しにより確認できる場合は不要）
- ☐ 解体業者の見積書（内訳の記載されたもの）の写し
- ☐ 離島（大字野島地内）における危険空き家の解体で、船舶を賃借して廃棄物を運搬する場合は、その見積書（内訳の記載されたもの）の写し
- ☐ 解体業者の建築工事業、土木工事業もしくは解体工事業の許可書または解体工事業の登録通知書の写し
- ☐ 市税納付状況調査同意書【第 5 号様式】★及び本人確認書類（運転免許証等）の写しまたは防府市税の滞納がないことを証する書類（課税課又は市内の各出張所で交付）

### ▼ ③変 更 申 請

交付決定を受けた補助対象事業の内容などを変更しようとするときは、変更申請が必要です。市に事前相談をしてください。

- ☐ 補助金変更申請書【第 9 号様式】
- ☐ 交付申請時に添付した書類のうち、変更に関係する書類

### ▼ ④完 了 報 告

補助対象事業が完了した日から 30 日以内に提出してください。

- ☐ 完了報告書【第 11 号様式】★
- ☐ 解体工事の工事請負契約書の写しまたは請書の写し
- ☐ 補助対象事業に係る解体業者の請負代金領収書の写し
- ☐ 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書（マニフェスト伝票 E 票）等の写し
  - ・ E 票の発行に時間を要する場合は他の帳票で代替可（後日 E 票の写しを提出）
  - ・ 全品目自社処分によりマニフェストを発行しない場合はご相談ください。
- ☐ 補助対象事業の完了を確認できる写真

※ ①～④について、要件等の確認のために追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 所有者等以外の方が手続きを代行する場合は、委任状【第 16 号様式】が必要です。

### ▼ ⑤補助金の請求

完了報告後、市が指定する期日までに提出してください。

- ☐ 請求書【第 13 号様式】★

その他（関係書類の整備等）

補助対象事業の実施および経費の収支に関する書類は、翌年度の初日から起算して 10 年間保管してください。

## 事前判定申請～補助金交付までの流れ

